

手形・小切手の最終振出期限の設定について

株式会社秋田銀行（頭取 芦田 晃輔）は、「2026 年度末までの手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応の一環として、下記のとおり手形・小切手の最終振出期限を設定いたします。

手形・小切手の電子化にあたっては、お客さまとお取引先さまの双方でご対応いただく必要があり、ご準備に相応の期間を要することが想定されます。電子交換所の交換廃止も控えており、早期の代替手段への移行準備が必要となりますので、ぜひお気軽に取引店までご相談ください。

当行では、今後ともお客さまにご満足いただけますよう質の高いサービスの提供に努めてまいります。

記

1 実施内容

- (1) 最終振出期限：2026 年 9 月 30 日（水）
- (2) 内 容： 最終振出期限以降に振出された手形・小切手は、当座預金からのお支払いができません。（振出日が 2026 年 10 月 1 日以降となっている手形・小切手が対象）
- (3) 背 景： 2021 年 6 月に政府が閣議決定した「成長戦略実行計画」に「5 年後の約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれており、これを受けて産業界や金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っております。電子交換所では、2027 年 3 月末をもって手形・小切手の交換業務を廃止することを公表しており、全国の手形・小切手をご利用の方は、事前に他の決済手段への切替が必要となります。（以下の代替サービスの利用をご検討ください。）

2 代替サービスについて

- (1) 手形・小切手に代わる電子的決済サービス

名 称	サービス内容
インターネットバンキング「ビジネス I B」	残高照会、取引明細、振込・振替、料金等払込ほか
でんさいサービス	手形に代わる決済サービス

- (2) 電子的決済サービスのメリット

事務手続の省力化	手形等の現物管理、署名、押印、授受（郵送）等の事務負荷の軽減
リスク低減	盗難、紛失等の現物紛失リスクの低減
コスト削減	印紙税、郵便料、用紙代、各種手数料の削減

（注）商品およびサービスの詳細につきましては、当行ホームページをご参照ください。

（以 上）